

# 木場訪問看護ステーション 自己負担料金表(1割負担の場合)【介護保険】

介護

平成30年4月1日現在

## 1. 基本料金表 (1回の訪問看護の利用料)

項目	時間	負担金額	時間外訪問	
			夜間・早朝の加算額 18～22時、6～8時 25%増	深夜の加算額 22時～6時 50%増
訪看 I 1	20分未満	362 円	89 円加算	178 円加算
訪看 I 2	20分以上30分未満	540 円	133 円加算	267 円加算
訪看 I 3	30分以上60分未満	937 円	233 円加算	466 円加算
訪看 I 4	60分以上90分未満	1,282 円	319 円加算	638 円加算

※ 上記は、サービス提供体制加算を含んだ料金となっています。

## 2. 加算料金表 (状況・要望に応じて加算する利用料)

項目	負担金額	内容
初回加算 (初回)	342 円/初回	過去二月間訪問看護を受けていない場合や、要支援から要介護に変わった場合等に、新たに訪問看護計画書を作成し算定。
退院時共同指導加算 (初回)	684 円/初回	入院入所中に退院時共同指導を行った場合、退院後初回の訪問看護に加算する。〈表A〉該当者は2回算定できる。
長時間訪問看護加算 (1回につき)	342 円/回	〈表A〉に該当する利用者に対して、1回の訪問時間が90分を越える場合に算定。
複数名訪問看護加算 (1回につき)	30分未満 ① 290 円/回 ② 230 円/回	1人の看護師では困難であり、①2人の看護師 または、 ②看護師と看護補助者 が同時に訪問看護を行う場合に算定。利用者および家族の同意が必要。
	30分以上 ① 459 円/回 ② 362 円/回	
㊦ 緊急時訪問看護加算 (1月につき)	655 円/月	利用者および家族が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定。
㊦ 特別管理加算 I (1月につき)	570 円/月	利用者が、〈表Aの①〉に該当する場合に算定。
㊦ 特別管理加算 II (1月につき)	285 円/月	利用者が、〈表Aの②〉に該当する場合に算定。
㊦ ターミナルケア加算 (死亡月)	2,280 円/死亡月	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合に算定。要支援は対象外。

※特別管理加算算定者の時間外訪問は、一月の2回目以降より割増料金の適用となります。

※急性憎悪により主治医から特別訪問看護指示書が出された場合、その期間(〈表A〉に該当する方は最大4週間  
それ以外の方は最大2週間)は医療保険の適用となります。

※ ㊦ は支給限度基準額管理の対象外です。

## 3. その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
保険適用外の訪問看護	10,000 円/回	介護保険・医療保険の適用外の訪問看護利用料
交通費	実費	通常の実施地域以外にお住いの方
キャンセル料	無料	前日17時までに連絡のあった場合や、緊急時
	1回の基本料金の10%	前日17時までに連絡のない場合
死後の処置料金	10,000 円	訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置料

### 表A: 厚生労働大臣が定める状態

①特別管理加算 I	<input type="checkbox"/> 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
②特別管理加算 II	<input type="checkbox"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 <input type="checkbox"/> 真皮を越える褥瘡の状態 <input type="checkbox"/> 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態